アジア法学会の活動

——2004年~2006年——

西 澤 希久男

はじめに

- I アジア法学会研究大会・研究総会の概要
- Ⅱ 『アジア法研究の新たな地平』の刊行
- 2007年6月大会の紹介 おわりに

はじめに

本紹介は、本誌2004年5月号に掲載された浅野宜之会員による「アジア法学会の創設」に引き続き、その後のアジア法学会の活動を紹介するものである。

I アジア法学会研究大会・ 研究総会の概要

アジア法学会は、小規模な学会ながらも、年2度の研究大会・研究総会を開催している。2004年5月号では、第1回についての報告のみであったので、ここでは、その後に開催された研究大会・研究総会について概要を述べる。2004年5月以降において、計6回の研究大会・研究総会が開催された。若干長くなるが、以下に各大会のプログラムを掲げる(発表者等の所属は、すべて報告当時のものである)。

(1) 2004年度アジア法学会研究大会(2004年 6月20日[土])

明治大学駿河台キャンパス

午前の部

第1分科会 アジア諸国の立憲主義の新潮流

――東アジア――

司会:稲正樹 (大宮法科大学院大学)

I 「転換期を迎える台湾憲法――2003年公民投票法の挑戦――」

報告者: 呉煜宗(台湾世新大学法学部) コメンテーター: 孝忠延夫(関西大学法学部)

II「韓国初期憲法論の特徴とその比較法史的位置づけ |

報告者:國分典子(愛知県立大学文学部) コメンテーター:岡克彦(長崎県立大学経済 学部)

第2分科会 アジア諸国の民商事法 司会:松本恒雄(一橋大学大学院法学研究科)

- I「カンボジアにおける法整備の現状」 報告者:安田佳子(弁護士) コメンテーター:山田美和(日本貿易振興 機構アジア経済研究所)
- Ⅱ「中国における約款の行政的規制」

報告者:徐慧(大阪大学大学院法学研究科博士課程)

コメンテーター:細川幸一(日本女子大学 家政学部)

午後の部

司会:鈴木敬夫(札幌学院大学法学部)

I 「移植法と本土資源のクレオール──中国の 場合に即して──|

報告者:鈴木賢(北海道大学大学院法学研究科)
Ⅱ「ジェンダー法学とアジア――日本の場合―
―

報告者:神尾真知子(尚美学園大学総合政策学部)

□ 「国境を越える諸問題と文際的視点――欧米中心的な『ものの見方』を克服する一つの試みとして――」

報告者:大沼保昭(東京大学大学院法学政治学研究科)

(2) 2004年度アジア法学会研究総会 (2004年 11月20日 [土])

中央大学後楽園キャンパス

午前のセッション

司会:鈴木賢(北海道大学大学院法学研究科)

I「インドの豊かさ、貧しさと法」

報告者: 浅野宜之(聖母女学院短期大学)

Ⅱ「中国の死刑判決」

報告者:字田川幸則(名古屋大学法政国際教育協力研究センター)

午後のセッション

司会:飯田順三(創価大学法学部)

I 「アジア法の認識枠組み──法の三層構造─ ─」

報告者:安田信之(名古屋大学大学院国際開発研究科)

Ⅱ「アジアの国内人権委員会の機能と展望」報告者:稲正樹(大宮法科大学院大学)

Ⅲ「『賃料統制法』判例からみるタイの不動産 賃借権 |

報告者:西澤希久男(高知短期大学)

(3) 2005年度アジア法学会研究大会 (2005年 6月25日 [土])

名古屋大学大学院国際開発研究科 個別報告

I「中国刑事手続における裁判の不確定性」 報告者:河村有教(神戸大学大学院法学研究科)

Ⅱ「タイ司法裁判所におけるイスラーム法の適用――1930年代のイスラーム法の『法典化』とタイ人裁判官――」

報告者:今泉慎也(日本貿易振興機構アジア経済研究所)

Ⅲ「アジアにおけるフランチャイズに関する立 法と法整備支援 |

報告者:鈴木康二(立命館アジア太平洋大学ア ジア太平洋マネジメント学部)

シンポジウム「東アジア共同体と法|

趣旨説明:安田信之(名古屋大学大学院国際開発 研究科)

I 「アジア統合構想における法形成の選択肢 ──投資ルールを素材に──」

報告者:金子由芳(神戸大学大学院国際協力研 究科)

II 「ILO条約批准をめぐる東・東南アジア諸国の対応──1998年のILO基本権宣言がアジアに意味するもの──」

報告者:吾郷眞一(九州大学大学院法務学府)

Ⅲ「東アジアにおけるトランスナショナルな法形成・試論──手続を通しての法形成の観点から──」

報告者:今井弘道(北海道大学大学院法学研究)

コメント

①「政治経済学の立場から」

コメンテーター:平川均(名古屋大学大学 院経済学研究科附属国際経済動態研究セン ター)

②「北東アジア法の視点から」

コメンテーター:鈴木賢(北海道大学大学院法学研究科)

(4) 2005年度アジア法学会研究総会(2005年 11月19日[土])

早稲田大学8号館

個別報告

司会:小林昌之(日本貿易振興機構アジア経済研 究所)

I 「インドネシアにおける労働法改革と新たな 労使関係制度の成立──『ムシャワラー(合 議の原則)』『法の支配』『法の執行』の間で ──

報告者:水野広祐(京都大学東南アジア研究所)

Ⅱ「ベトナムにおける法整備支援の現状」

報告者:榊原信次(千葉地方裁判所)

Ⅲ「中国における国際法と国内法の関係に関する理論――自然調整論と等位理論の比較を通じて――」

報告者:大内哲也(清和大学法学部)

シンポジウム「アジア法研究におけるRule of Law モデルの有効性と限界――研究方法論再考――」

司会:鈴木賢(北海道大学大学院法学研究科)

I「ロシアにおける適法性──『法の支配』を 形成させない社会構造──」

報告者:大江泰一郎(静岡大学大学院法務研 究科)

Ⅱ「中国における『法治』はいかにして定義可能となるか? |

報告者:高見澤磨(東京大学東洋文化研究所)

Ⅲ「『法の支配』の重層性・段階制・動態性

――『法の支配』概念をどこまで柔軟化しう るか――|

報告者:松尾弘 (慶應義塾大学法科大学院)

(5) 2006年度アジア法学会研究大会 (2006年 6月24日 [十] ~25日 [日])

北海道大学人文社会科学総合教育研究棟 24日

特別講演「比較法学におけるアジア法の意義」 五十嵐清(北海学園大学法科大学院)

司会:鈴木賢(北海道大学大学院法学研究科)

個別報告

司会:國分典子(筑波大学人文社会科学研究科)

I「中国における生命侵害の損害賠償理論」報告者:朱曄(北海道大学大学院法学研究科)

Ⅲ「バングラディシュにおける公益訴訟の展開」 報告者:佐藤創(日本貿易振興機構アジア経済

研究所)

Ⅲ「近代法におけるイスラーム法継受の問題点—エジプト民法の先買権を中心に——」報告者:堀井聡江(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

25 H

シンポジウム「腐敗と法――アジア諸国の経験

から――」(アジア法学会主催/トランスパレンシー・ジャパン後援)

司会:神尾真知子(日本大学法学部)

企画趣旨説明:稲正樹(国際基督教大学教養学 部)

基調報告「戦後腐敗研究の系譜|

報告者:大内穂(日本福祉大学大学院国際社会 開発研究科)

I 「中国における腐敗問題の現状とその法的対策 |

報告者:王雲海(一橋大学大学院法学研究科)

Ⅱ「タイにおける腐敗防止取締り――国家汚職 防止取締委員会 (NCCC) の活動成果と課題 ―― |

報告者:大友有(亜細亜大学法学部)

- Ⅲ「インドネシアにおける腐敗の法的問題としての考察──1998年以降の腐敗対策──」報告者:島田弦(名古屋外国語大学総合教養)
 - (6) 2006年度アジア法学会研究総会(2006年 11月18日[土])

日本大学三崎町キャンパス

個別報告

司会:細川幸一(日本女子大学家政学部)

- I「ベトナムにおける紛争処理法制度の近代化」 報告者:佐藤安信(東京大学大学院総合文化研 究科)
- Ⅱ「タイ系モン族の法行動――近代法の受容と 拒絶――」

報告者: 宮原千周(都城工業高等専門学校)

シンポジウム「韓国法の現代的位相」 司会:鈴木敬夫 (札幌学院大学法学部)

企画趣旨説明:國分典子(筑波大学人文社会科

学研究科)

Ⅰ「現代韓国における『国民』確定基準の模索──韓国人の法的境界──│

報告者:岡克彦(長崎県立大学経済学部)

Ⅱ「韓国行政法の歴史と公共葛藤管理法案の行方」

報告者: 尹龍澤 (創価大学法科大学院)

Ⅲ「韓国所得保障制度の特徴と課題──後発福 祉国家の官民共同型社会保障──」 報告者:片桐由喜(小樽商科大学商学部)

2004年度の2つの大会を除いて、各大会では、個別報告とともに、テーマを設定してシンポジウムを開催した。そこで、以下では開催されたシンポジウムの企画趣旨について、その概要を述べる。

東アジア統合への動きが積極化しつつある状況のなかで、現在フォーマルな「制度」化が課題となりつつある。そこでは、依然として厳密な意味での共通法は存在しないが、WTOなどの多国間国際機関への加盟によりある種の普遍法を有しているし、FTAに盛り込まれる規範が普遍性を有していることからすれば、共通法を想定することも可能といえる。そこで、2005年度研究大会のシンポジウムでは、東アジア共同体における、公式・非公式法の形成の方向を検討することを課題としている。この課題に接近するために、投資ルール、労働、社会内在的な法形成について報告がなされた。

2005年度研究総会では、「アジア法研究におけるRule of Law モデルの有効性と限界——研究方法論再考——」と題するシンポジウムが開催された。ここでは、アジア法にアプローチする際に、従来は、意識的または無意識的に欧米

流のRule of Law の概念を基準として、分析、評価が行われてきたと考えられる。そのような研究手法により、アジア法の諸要素を析出し、それに対して適切な評価が可能であるのか、また可能ではない場合に、それに替わるいかなる方法があるのかという問題関心から、ロシア、中国、法整備支援について報告がなされた。

2006年度研究大会では、「腐敗と法――アジ ア諸国の経験から――」と題するシンポジウム が開催された。グローバリゼーションのなかで, 主要な影響は市場経済化であるが、その市場経 済化にどのように対応するかが問題となる。そ こでは、外発的なものだけでなく、民主的で、 自主的な国民国家を発展させるという. 内発的 な発展が必要とされる。しかし, 国家統治や立 憲主義, 市場経済そのものの基盤を取り崩す, 腐敗という問題が存在する。これは、アジアに おいて長年指摘されている問題であるが,この 問題を、比較と歴史の視点をもって、正面から 取り組むことをシンポジウムは目的としている。 その際のアプローチは、国別によっているが、 共通する関心として、腐敗の要因、腐敗を防止 する措置として, 各国が有する特徴, 腐敗の現 状分析, グッドガバナンスを進展させる処方に ついて問題関心をもって進める。このような問 題関心を共有した上で, まず腐敗問題研究の系 譜を俯瞰し、中国、タイ、インドネシアの状況 について報告がなされた。

2006年度研究総会では、「韓国法の現代的位相」と題して、アジア法学会として初めて、ひとつの地域をテーマとするシンポジウムを開催した。多様性を有するアジアにおいて、共通の論点を探り、全体を鳥瞰する作業を行うことは重要であるが、それとともに特定の国または地

域をより深く分析することも、研究が始まった ばかりのアジア法研究において有意義である。 そこで、日本にとってもっとも法文化的に近い うえに、憲法裁判所が注目を浴び、また近年様 々な側面において法制度改革が行われている韓 国は、注目すべき論点が多く、検討対象として 非常に興味深いものである。そこで、韓国法が どのような特徴と課題を有するかを明らかにす るために、国民確定、行政法の歴史、社会保障 制度の問題について報告がなされた。

上記の研究大会・総会の内容については、一部は名古屋大学法政国際教育協力研究センターと共同で発行する、『アジア法研究の展開』(2005年2月)、『アジア法研究の可能性』に掲載されている。http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ja/publications/kenkyuにて公開されているので、ご関心のある方は是非とも参照いただきたい。

Ⅱ『アジア法研究の新たな地平』の刊行

2006年6月, アジア法学会のメンバーが総力を挙げて企画, 準備を重ねてきた論考を集めた, アジア法学会編, 安田信之・孝忠延夫編集代表 『アジア法研究の新たな地平』(成文堂) が公刊された。アジア法学会として初めて出版された書籍であり,「日本におけるアジア法研究の新たな開始宣言を集約した」ものといえる。

現在,あらゆる学問分野で,従来の枠組み・方法論の再検討・再構築が求められ,試みられているが,法学の分野においても,既存の北米・西欧のものの紹介・検討に意義があったことを評価しつつ,その限界と新たなアプローチが模索されている。また,アジアの視点から,世界の動向を見ることの意義が自覚され,日本が

アジアの一国として自らをいかに位置づけ、い かなる役割を果たすべきかの明確なビジョンが 求められていることも事実である。そこで、上 記のような学問状況,問題関心を共有して,執 筆されたのが『アジア法研究の新たな地平』で ある。そして、「西欧とアジア」の二項対立を 超え、より普遍的な価値を模索するための手が かりとなることを本書は企図している。

以下に目次を掲載する。

序 (孝忠延夫)

第1部 アジア法研究の方法と歴史

- 第1章 アジア法の概念とその生成過程 (安田信之)
- 第2章 アジアの法文化へのアプローチ ――開発法学と法哲学,法文化論との交 錯を手がかりに―― (角田猛之)
- 第3章 日本における明治以後のアジア法 研究史 (香川孝三)
- 第4章 紛争解決を通しての法形成とその 正当性――東アジア法形成論のための準 備的考察—— (今井弘道)
- 第5章 近現代中国法研究方法試論——中 国における「法治」の観点から―― (高 見澤磨)

第2部 アジア法研究の課題と展望

- 第1章 「法の支配」概念の柔軟化とアジ ア法の分析視角――「法の支配」の重層 性・段階性・動態性の観点から―― (松尾弘)
- 第2章 アジア統合構想における法形成の 選択肢――正統性と正当性のマトリクス —— (金子由芳)

ンドにおける社会活動訴訟を手がかりと して―― (孝忠延夫)

第4章 ジェンダー法学とアジア――日本 の場合―― (神尾真知子)

第3部 アジア各国・各地域の法と文化

- 第1章 東アジアにおける死刑廃止論考 (鈴木敬夫)
- 第2章 インドにおける州パンチャーヤト 法の展開 (浅野宜之)
- 第3章 中国法のパラダイムとグローバル な時代における文明間の対話 (季衛東)
- 第4章 中国法の思考様式――グラデーシ ョン的法文化―― (鈴木賢)
- 第5章 「人権」条項新設をめぐる「同床 異夢 | ――中国政府・共産党の政策意図. 法学者の理論的試み―― (石塚迅)
- 第6章 韓国初期憲法思想における民主主 義の理念――社会民主主義と民族主義の 接合—— (國分典子)
- 第7章 大韓民国の建国過程における国民 確定の問題――「元祖韓国人」の国籍基 準をめぐって―― (岡克彦)

Ⅲ 2007年6月大会の紹介

2007年度の研究大会は、6月23日(土)、24 日(日)に大阪女学院大学で開催される。23日 は、個別報告が行われ、24日は、「東アジアの ジェンダー――戸籍制度を中心として――」と 題するシンポジウムが開催される。シンポジウ ムでは, まず瀬地山角 (東京大学大学院総合文 化研究科)により、「東アジアの家父長制」と 題して、記念講演が行われる。それに引き続き, 第3章 司法積極主義の生成と展開――イ 日本(神尾真知子 日本大学法学部),中国(河

村有教 神戸大学大学院法学研究科),台湾(鈴木 賢 北海道大学大学院法学研究科),韓国(青木清 南山大学法学部),ベトナム(香川孝三 大阪 女学院大学)についての報告が行われる。

研究大会の詳細については、アジア法学会のホームページ(http://home.att.ne.jp/zeta/asianlaw/)に順次公開予定であるので、関心のある方は参照いただきたい。

おわりに

2003年11月に産声を上げたアジア法学会は,2006年11月段階で159名の会員を数えるに至った。規模は依然として小さいが、会員数は着実に増えてきている。「西欧とアジア」の二

項対立を超え、より普遍的な価値を模索するためにフォーラムのひとつとして、今後もアジア 法学会は活動を継続する。多様な意見の重なり 合いから、普遍性を見いだすことが可能となる と考えられるので、よりいっそうの参加者が求められている。ご関心をおもちの皆様に参加を 呼びかける次第である。

[付記] 本稿の内容については基本的に筆者個人の見解に基づくものであり、アジア法学会およびその事務局を代表してのものではないことを申し添えたい。また2007年6月大会の内容等は予定であり、事前にご確認賜りたい。

(県立高知短期大学准教授・アジア法学会事務局)